

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書

慢性閉塞性肺疾患（COPD）は、主としてたばこの煙やPM_{2.5}などの有害物質を長期に吸入暴露することで生じる肺の慢性疾患であり、咳、痰、息切れなどの症状を特徴とし、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能の低下をもたらすものである。COPDは、「健康日本21」において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置付けられている。COPDにより一度破壊してしまった肺組織（気管支や肺胞）は治療によっても元に戻らないため、重症化する前に治療を開始して進行を遅らせ、急激に状態が悪化することを防ぐ事が重要になる。また、COPDが進行し身体活動性が低下することで要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されている。さらに、COPDと循環器疾患（狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患）やがんなどの慢性疾患との関連性も、注目されている。

二〇〇〇年に施行された「日本COPD疫学研究（NICE study）」の調査では、国内のCOPD患者数は五百三十万人と推計されているが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約三十六万二千人にとどまっており、約五百万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断・早期治療への取組の強化が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療に取り組みその重症化予防対策を適切に進めるため、次の事項について特段の対応を求める。

一 地域におけるCOPDの検査体制の強化 COPDを診断するスパイロメーターの地域の医療機関への配備の支援、より正確な計測を可能にするための臨床検査技師・保健師等の研修の実施やガイドラインの周知徹底並びに画像検査（胸部X線や胸部CT検査）とプログラム医療機器を用い肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発と普及

二 受診勧奨対策及び重症化予防対策の推進 地方自治体が行なう受診勧奨対策に対する財政支援や保険者努力支援制度などCOPDの重症化や増悪を抑えるための取組の推進に対するインセンティブ制度の導入、COPDの重症化や増悪を抑えるための取組としてのインフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種の積極的活用の検討及びCOPD関連の厚生労働科学研究費等の研究資金の確保などCOPDの重症化や増悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制の強化

三 COPDに対する認知度並びにヘルスリテラシーの向上 かかりつけ医等のCOPDに関する正しく豊富な知識・経験に基づく適切な指導の展開、学校教育や企業・団体などにおける保健指導など幅広い年齢層に対する教育や研修の推進、COPDの症状などを紹介するチラシやCOPDのリスクが分かるチェックシート（COPD集団スクリーニング質問票など）の作成・配布並びに地方自治体のCOPDの認知度向上及び死亡率低下の取組に対する財政支援

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和六年九月二十四日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

大分県議会議長 嶋

額賀福志郎 殿
尾辻秀久 殿
岸田文雄 殿
鈴木俊一 殿
武見敬三 殿

幸

一